

担 当	独立行政法人 労働者健康安全機構
	宮崎産業保健総合支援センター
	副所長 松澤 良
	事務主任 斉藤 博之 電話 0985-62-2511(直通)

衛生管理者等交流会の開催について

～県内の労働者数規模 50 人以上の事業場の衛生管理者等が
「働き方改革」により求められる役割等を習得します～

宮崎産業保健総合支援センター(所長:宮崎県医師会 会長 河野雅行)は、平成 18 年に発足した「宮崎県衛生管理者等交流会」の事務局として、県内事業場の衛生管理者等の能力向上を目的とした研修会を毎年開催していますが、今回は、昨年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下「働き方改革関連法」という。)が公布され、労働安全衛生法の一部改正により、本年4月1日から「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されたこと等から下記により開催します。

記

- 1 開催日時 令和元年6月14日(金)13時30分～16時30分
- 2 場 所 宮崎県医師会館(宮崎市和知川原1-101 無料駐車場有)
- 3 内 容

(1)主催者挨拶

(2)来賓祝辞:宮崎労働局労働基準部健康安全課長 岡元 秀樹 氏

(1)講話:「働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正」について

講師:宮崎労働局労働基準部健康安全課 主任労働衛生専門官 種子田 浩 氏

(2)講話:「治療と職業生活の両立支援の県内推進」について

講師:宮崎産業保健総合支援センター・産業保健専門職 湯川 裕美

(3)講演及びグループ討議:「ハラスメント対策とセルフケアのすすめ」について

講師:office TIDA 代 表 上西 有加 氏(産業カウンセラー)

※県内事業場に対する開催の呼びかけは、当センターが毎月発信しているメールレターにより行いました。4月に案内したところ申し込みが多数あり、定員50名を上回ったため、定員を拡大して80名が参加を予定しております。メールレターについては、当センターのホームページ(<https://www.miyazakis.johas.go.jp>)をご参照ください。

職場において労働者の健康障害を防止するため、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、労働安全衛生法に基づき、その事業場専属の「衛生管理者」を選任しなければなりません。衛生管理者は、衛生管理者免許を取得している等の資格を有する者から選任することとされており、衛生管理者の職務として、労働者の健康障害を防止するための措置に関すること等が定められています。

働き方改革関連法により、長時間労働の是正や労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化が盛り込まれましたが、ストレスチェックの実施等増え続ける職場の労働衛生管理活動の中で、事業者及び産業医と衛生管理者が実務の中でより連携し、衛生管理者等自身がより効果的に活動していくためにできることを交流会の場で一緒に考えていきます。

(参考)

※以下、厚生労働省 職場のあんぜんサイトから抜粋

衛生管理者

1 衛生管理者の選任

衛生管理者は、[労働安全衛生法第12条第1項](#)により、一定の規模の事業場ごとに選任が義務付けられているものです。

衛生管理者を選任しなければならない事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場です。

衛生管理者の選任は、衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に行い、衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

また、衛生管理者はその事業場に専属の者を選任しなければなりません。ただし、2人以上の衛生管理者を選任する場合において、当該衛生管理者の中に労働衛生コンサルタントがいるときは、当該者のうち1人については、この限りではありません。

さらに、事業場の規模(常時使用する労働者数)に応じて、次の表に掲げる数以上の衛生管理者を選任しなければなりません。

事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者の数
50人以上200人以下	1人
200人を超え500人以下	2人
500人を超え1,000人以下	3人
1,000人を超え2,000人以下	4人
2,000人を超え3,000人以下	5人
3,000人を超える場合	6人

衛生管理者には、第一種衛生管理者免許を有する者、第二種衛生管理者免許を有する者、衛生工学衛生管理者免許を有する者の区分があり、事業場の業種に応じ、次の表に示すところにより衛生管理者を選任しなければなりません。

農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送	第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は 労働安全衛生規則10条 各号に掲げる
---	---

業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	者(医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等)
上記以外の業種	第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は 労働安全衛生規則10条 各号に掲げる者(医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等)

衛生管理者の資格は、都道府県労働局長の免許を受けた者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等とされています。

衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければなりません。

2 衛生管理者の職務

衛生管理者の職務は、総括安全衛生管理者の職務とされる次の事項のうち、衛生に係る技術的事項とされています。

なお、衛生に係る技術的事項について、必ずしも衛生に関する専門技術的事項に限る趣旨ではなく、総括安全衛生管理者が統括管理すべき[労働安全衛生法第10条第1項](#)の業務のうち衛生に関する具体的事項をいうものであることとされています。

衛生管理者が行うべき具体的な措置として次の事項が示されています。

- [1]健康に異常がある者の発見及び処置
- [2]作業環境の衛生上の調査
- [3]作業条件、施設等の衛生上の改善
- [4]労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- [5]衛生教育、健康相談その他の労働者の健康保持に関する必要な事項
- [6]労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- [7]その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し、必要な措置
- [8]その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

なお、これらの事項は昭和47年に示されたもので、その後の労働安全衛生法の改正によって、次の事項が総括安全衛生管理者の職務として追加されているので、衛生管理者の職務もこれらに関する事項も含まれることとなります。

- [1]安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- [2][労働安全衛生法第28条の2第1項](#)又は[第57条の3第1項及び第2項](#)の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- [3]安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

また、事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。